



人権の尊重、基本と正道

人権を尊重し、法と倫理を遵守し、社会から尊敬される清廉な企業文化をつくります

人権の尊重

当社は、経営理念に人権の尊重を掲げ、行動基準に「すべての人々の人権を尊重する経営を行います」と定めています。具体的には「KOKUSAI ELECTRIC グループ行動規範」に実行すべき内容を示し、当社グループ内に周知徹底しています。

■ KOKUSAI ELECTRIC グループ行動規範 (3.人権の尊重)

- (1) 国際的に認められた人権を理解するとともに、当社の事業活動に関わるあらゆる人びとの権利を尊重し、侵害しないように努めます。
- (2) 事業を行う国・地域の社会的背景および事業や製品・サービスの特性に応じた適切な人権デュー・ディリジェンスを実施します。
- (3) 人権侵害の発生可能性を事前に把握し、未然に防止する仕組みの整備に努めます。また、万一発生した場合は社内外のしかるべき手続きを通じて速やかにその是正、救済に取り組みます。
- (4) 多様なステークホルダーと連携し、人権侵害を受けやすい社会的に立場の弱い人の自立支援を通じて、包摂的な社会づくりに貢献します。
- (5) 採用・処遇を含むあらゆる企業活動において、当事者一人ひとりの人権を尊重し、性別、性的指向、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、門地、疾病、障がいなどによる差別や個人の尊厳を傷つける行為を行いません。
- (6) 従業員の雇用に当たっては、各国・各地域の法令に準拠するとともに、国際規範を基準として実施します。特に、就業の最低年齢に満たない児童に対する児童労働や従業員の意に反した不当な労働はさせません。
- (7) 各国・各地域の法令・労働慣習を踏まえつつ、国際規範を基準として、経営幹部と従業員の真正かつ建設的な話し合いを通じて、共同で課題解決に努めます。

■ 事業展開における人権配慮

会社の買収や新規設立の際は、人権尊重の方針を含む当社の経営理念、行動基準およびグループ行動規範につき、早期に現地幹部要員との共有を図るとともに、リスクを評価し対応する体制を整えています。

■ 人権啓発研修の展開

同和問題や人種・国籍・性別などによる差別の発生を防止する人権啓発に加え、当社グループの社員はもとより、グループの事業活動や製品・サービスを通じて関係するすべての人の人権を尊重する研修を、海外を含めた全グループ会社で3年に一度のサイクルで実施しています。

■ 労働における基本的権利の尊重

当社グループでは、各国・各地域の法令や労働慣習を踏まえ、国連グローバルコンパクトの原則として示される従業員の基本的な権利を尊重し、経営幹部と従業員の真正かつ建設的な話し合いを通じて、お互いの問題をよりよく理解し、共同で課題解決に努めています。

■ 会社の資産や人の安全を確保する際の人権配慮

お客様や従業員の安全を確保する業務、会社の備品や資産の損失を防ぐ業務を担当する要員は、そうした業務を遂行する過程で、意図せずして人権に抵触する対応をする可能性があります。当社グループでは総務部門がこうした業務を担当しますので、人事総務部、国内グループ会社の総務部門の担当者全員が人権への配慮を含む業務研修を受け、適切な対応をするよう徹底しています。

ステークホルダーとの協働

当社グループは、お客様をはじめとするすべてのステークホルダーと積極的な対話を進め、相互に信頼する関係を築き、価値創造への参画を求めます。

ステークホルダーと当社のコミットメント		対話の例	対応部署
お客様	社会課題の解決に有用な価値をお客様とともに創出します。	営業担当者のお客様訪問、展示会での商談、お客様の各種照会・相談への対応	営業部門、品質保証部門
従業員	研鑽と成長の機会を提供し、働きがいのある、安全で健康的な職場を確保します。	労使協議会、小集団提案活動、同報告会、従業員サーベイ結果共有と対応、イントラの活用	人事総務部
お取引先様	公正かつ自由な競争および適正な取引、責任ある調達を行います。	ビジネスパートナー・ミーティング、個別の資材購買折衝、お取引先CSR調査	調達部
地域社会	積極的に社会に参画し、その発展に貢献します。	地域活動への参加、防災訓練の消防署との共催	人事総務部
株主・投資家	幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の創出と向上を図ります。	株主総会、取締役会、構造改革に関する打合せ	事業企画部、法務部、経理部

リスクを把握し、適切に対応します

コンプライアンス

談合やカルテルは社会に対する犯罪行為であり、これを一切はねつけ、競争力強化を図ることは企業の体質改善、お客様第一主義にも通じます。また、国内外の公務員等に対する贈収賄の防止にも社会の関心が高まっています。核開発問題など、国際情勢の不安要素を反映して、輸出管理の重要性も増しています。これらのリスクについては当社の管理本部を中心に、全グループを対象に教育や定期監査を、内容を更新しつつ実施するとともに、リスクが発生した時は迅速にトップへ報告する体制を整え、コンプライアンス（=社会の信頼・要請に応えること）に対するトップの強い意志が当社グループの隅々まで徹底するよう、トップダウンとボトムアップの双方向から対応しています。

また、自社や他社の機密情報の適切な管理・取り扱い、個人情報の保護等については当社の情報セキュリティ担当部署が、その他の法令や社内ルールへの遵守・不祥事防止については社内関連部門、法務部と人事総務部が連携して定期的な教育や必要に応じた教育・啓発を行うとともに、内部監査部署が全グループを定期的に監査する体制としています。

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「企業理念、経営理念および行動基準」を制定し、「安全・快適で活力ある、持続可能な社会の実現をめざし、技術と対話で価値を創造します。」とする企業理念を掲げるとともに、具体的な行動規範として「KOKUSAI ELECTRIC グループ行動規範」を制定し、グループ会社とこれらの理念等を共有し、経営および事業運営にあたっています。

これらの理念等に基づき、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、次の基本的な考え方に従って、最適なコーポレート・ガバナンスを構築し、整備します。

1. 株主の権利を尊重し、株主との間で建設的な対話を行う。
2. ステークホルダーとの適切な協働に努める。
3. 取締役会の実効性を確保するための体制その他の環境を整備し、その機能の向上に努める。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は、監査役設置会社形態を採用しています。取締役会が経営の基本方針と事業上の重要事項を定め、業務を執行する取締役に対して、法の定める範囲で業務の決定の権限を委ねて業務執行を行います。執行役員を置くことにより、業務の効率性を促進しています。取締役会は業務執行全般の監視・監督を行い、またこれに必要な体制を構築します。監査役は、取締役・取締役会による業務執行と監視・監督が適正になされているか監査し、必要な調査を行い、結果と改善策を取締役に報告します。こうした体制により、業務の適正性の確保を図り、併せて経営改革を促進しています。

体制の概要

1. 業務執行

意思決定の迅速化のため、取締役会は、業務の決定に関する事項を法令の範囲内で業務を執行する取締役に委任しています。執行役員は、取締役会の定める管掌に従い、それぞれが担当する業務に関する事項の決定と業務執行を行っていますが、取締役会決議事項を除いた特に重要性の高い事項については、その意思決定の適正を期すため、執行役員全員および監査役で構成される経営会議の決議を経て決定することとしています。

その他の執行役員の業務の決定について、決定事項の種類や内容に応じて社内規則に定めており、当該規則に従って必要な手続きがとられます。

2. 監査

監査役は、業務執行を含めた経営全般について監査・調査を行っています。

■ コーポレート・ガバナンス体制図 (2018年6月1日現在)

